

【資料①】

事 務 連 絡
令和 8 年 10 月 20 日

公益社団法人 日本建築士会連合会様

国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課
建築技術調整室 企画専門官

「公共建築工事における工期設定の基本的考え方（事例解説）」 改定（案）について（照会）

公共建築工事において適正な工期を確保するための方策や留意事項等を取りまとめた「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」（以下「基本的考え方」。）について、貴団体等のご意見をいただき、令和 7 年 7 月に、中央官庁営繕担当課長連絡調整会議及び全国営繕主管課長会議において改定し、国土交通省 HP において公表しました。

今般、「基本的考え方」の改定を踏まえ、適切な工期設定の一層の推進を図るため、参考資料である「公共建築工事における工期設定の基本的考え方（事例解説）」（令和 2 年 3 月改訂）（以下「事例解説」。）について、事例の拡充及び内容・構成の見直しを行う改定（案）を作成しました。

つきましては、改定（案）への貴団体からのご意見を頂戴したく、下記のとおり提出をお願いいたします。

記

1. 対象 : 「公共建築工事における工期設定の基本的考え方（事例解説）」改定（案）
2. 提出様式 : 「【別添①】意見提出様式」による
3. 提出方法 : 電子データ（メールにて送付ください）
4. 提出先 : 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課建築技術調整室
建築技術活用推進係長 榛原 haibara-t8310@mlit.go.jp
施工基準主任 青柳 aoyagi-t82ac@mlit.go.jp
5. 提出期限 令和 8 年 11 月 20 日（金）12 時まで
（問い合わせ先）
国土交通省 大臣官房官庁営繕部 整備課
建築技術調整室 榛原 haibara-t8310@mlit.go.jp

(参考)

「公共建築工事における工期設定の基本的考え方（事例解説）」の改定ポイント等について

1. 改定ポイント等

(1) 構成の見直し

索引（小見出し）等を追加し、検索しやすい構成へ見直す。

(2) 参考事例の精査

参考事例を営繕工事における事例に精査する。

発注者や工事の受注者等の視点を明確にした工期遅延事例（不適切な典型事例）へ見直す。

(3) ポイントの見直し

各参考事例のポイントを発注者としてとるべき対処方法等（防止のため注意すべきポイント）の記載に見直す。

(4) 「基本的考え方」改定への対応

① 労働基準法に基づく時間外労働規制の建設業への適用

- ・長時間労働是正や週休2日の確保等への留意を働き方改革の推進にも考慮する記載に変更

② 円滑な施工確保（入居官署等、行政手続き、関連工事の調整）

- ・騒音・振動作業や立入り制限等の入居官署等との協議・把握等の事例を追加

③ 働き方改革（週休2日の確保、猛暑への配慮、工事関係書類の簡素化）

- ・週休2日の確保、猛暑の考慮等の事例を追加
- ・工事関係書類の明確化・効率化等の事例を追加

④ 工期変更の協議に関する内容の具体化

- ・資機材・労務の需給環境の変化や天災等により作業不能日が増加した場合等において適切な設計変更等の事例を追加

2. 参考

現在の資料については、以下をご確認ください。

- ・「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」（令和7年7月）

<https://www.mlit.go.jp/gobuild/content/001903059.pdf>

- ・「公共建築工事における工期設定の基本的考え方（事例解説）」（令和2年3月改訂）

<https://www.mlit.go.jp/gobuild/content/001334942.pdf>